2025 年 10 月 27 日

中国のデータ越境移転規制における現在地～新規定による緩和の影響

堂島法律事務所
弁護士　王　宣麟

第 1　はじめに

中国のデータ越境移転規制は、これまで多くの企業にとって、中国個人情報保護法（以下「PIPL」といいます。）におけるコンプライアンス上の重要課題と認識されてきました。しかし、その状況は 2024 年 3 月に重要な転機を迎えています。2024 年 3 月 22 日、「データ越境流動の促進及び規範化に関する規定」[1]（以下「新規定」といいます。）が施行されました。この新規定は、従来義務付けられていた複雑な手続きを大幅に緩和・明確化し、多くの企業がより円滑にデータを越境移転できる道筋を示したものです。そのため、この新規定は、中国で事業を展開する、あるいは中国国外であっても中国国内のデータを取り扱う全ての企業にとって影響が非常に大きいものと考えています。本稿では、中国ロースクールに留学し、中国法律事務所にて研修を終えて本帰国した当職（中国留学レポートの詳細については⇒https://www.dojima.gr.jp/cms/wp-content/uploads/DojimaNewsletter_China_report.pdf）が、この新規定の要点を実務的な観点から解説し、貴社が取るべき具体的な対応策をご説明させていただきます。

第 2　「データ越境移転」とは

まず、基本となる用語の定義を確認します。「データ越境移転」とは、「中国国内で収集・生成されたデータを、中国国外（原文：境外）へ提供する、または国外からアクセス可能にすること」を指します。具体的には、以下のいずれのケースも「データ越境移転」に該当します（データ越境安全評価申告ガイドライン（第三版）[2]、個人情報越境標準契約届出ガイドライン（第二版）[3]参照）。

・データ取扱者が中国国内での運営において収集・発生したデータを国外に伝送するとき

---

[1] 《促进和规范数据跨境流动规定》
https://www.cac.gov.cn/2024-03/22/c_1712776612187994.htm

[2] 《数据出境安全评估申报指南（第三版）》
https://www.cac.gov.cn/2025-06/27/c_1752652339765002.htm

[3] 《个人信息出境标准合同备案指南（第二版）》
https://www.cac.gov.cn/2024-03/22/c_1712783131692707.htm

・データ取扱者が収集・発生し、中国国内で保管するデータを、国外の機構、組織又は個人が閲覧・取得・ダウンロード・エクスポートすることができるとき
・「個人情報保護法」第3条2項に定める事由（中国国内の自然人に製品又はサービスを提供することを目的とするもの、中国国内の自然人の行為を分析・評価するもの）に合致する、中国国内の自然人の個人情報その他データを国外において取扱う活動

なお、「国外」（境外）には、日本をはじめとする外国のみならず、香港、マカオ、台湾も含まれます。これらの地域へのデータ移転も、本稿で解説する規定が適用される点にご留意ください。

第3　2024年規制緩和の概要と背景

新規定が策定された背景には、一つの個人情報を越境移転させる場合であっても法律上の手続きを踏まなければ外国に持ち出せないという従来の画一的な規制が多くの企業にとって過度な負担となり、円滑な国際事業活動の阻害要因となっているという政策的判断があったようです。そこで、リスクベースのアプローチに基づき、より合理的な規制体系への見直しが行われました。新規定における核心的な変更点は、「多くの一般的な事業活動に伴うデータ移転が、特定の条件下において、従来必須とされていた複雑な事前手続きの適用対象外となった」ことです。

具体的には、以下の3つの主要な手続きが、一定の要件を満たすことで不要となりました（PIPL38条）。

・国家インターネット情報部門による安全評価(1号)
・個人情報保護認証の取得(2号)
・標準契約の締結・届出(3号)

従来は、データを越境移転させるにあたり、多くの企業がいずれかの手続きを要する可能性がありましたが、新規定ではこれらの手続きが不要となる明確な「免除要件」が定められたのです。

第4　手続き免除の適用判断

1　4つのシナリオと要件

PIPLで求められる手続きの免除対象となるかを判断するためには、新規定が提示する免除シナリオを理解する必要があります。主に以下の4つのシナリオが定められているため、実務上の留意点とともにご説明します。

(1)契約履行上の必要性

越境EC、航空券・ホテルの予約など、本人との契約を締結・履行するために「確実な必要性」がある場合（新規定5条1項1号）。

【実務上の留意点】

「確実な必要性」という要件は厳格に解釈されます。例えば、越境 EC における商品配送目的での氏名・住所の移転は該当しますが、マーケティング目的で本人の収入や趣味といった広範な情報を併せて移転することは、「確実な必要性」に欠けるため、このシナリオの適用外となる可能性が高いと考えられます。

(2)人事労務管理上の必要性

法に基づき策定された労働規則制度および法により締結された団体契約に従い、越境人事管理を実施するために従業員の個人情報を移転する「確実な必要性」がある場合（新規定 5 条 1 項 2 号)。

【実務上の留意点】

グローバル本社での人材情報の一元管理を目的とした、従業員の基本的な人事データの移転は「確実な必要性」と認められる可能性が高いと思われます。しかし、管理上必須ではない情報（例：従業員の家族構成の詳細、個人身分証番号等）の移転は、この要件の範囲を超えるリスクがあるため、留意が必要です。人事管理の必要性と照らし合わせて個別に検討する必要があるでしょう。

(3)緊急事態における個人の保護

緊急事態において、自然人の生命・健康および財産の安全を保護するために「確実な必要性」がある場合（新規定 5 条 1 項 3 号)。

【実務上の留意点】

業務上の都合や単なる急ぎの案件は「緊急事態」には該当しません。従業員が海外出張中に深刻な事故に遭い現地の医療機関に医療情報を提供する場合や、大規模な自然災害から顧客の安全を確保する場合など、個人の生命や身体、財産に差し迫った危険がある状況に限定して解釈すべきです。

(4)一定数量以下の非センシティブな個人情報の移転

境外に提供する個人情報が、当年 1 月 1 日から累計で、10 万人未満の個人情報（センシティブ個人情報を含まない。）の場合（新規定 5 条 1 項 4 号)。

【実務上の留意点】

多くの日系企業にとって、実務的な関連性が最も高いのは 4 番目のシナリオです。中国で設立された多くの日系企業が BtoB の業態であり、年間で移転させる個人情報は 10 万人以下となることが通常であるため、同規定を根拠に個人情報を越境移転させるパターンが多いように思われます。そのため、要件が一目で見やすいよう、このシナリオで免除が適用されるための要件を、以下にまとめています。

《チェックリスト》

Check 1	事業者要件：事業者が、重要情報インフラ運営者ではないこと。
Check 2	データ種別①：移転対象に「重要データ」が含まれていないこと(新規定 5 条 2 項)。
Check 3	データ種別②：移転対象に「センシティブ個人情報」が含まれていないこと（新規定 5 条 1 項 4 号)。
Check 4	データ数量：当該年の 1 月 1 日以降に累計で移転する個人情報が 10 万人未満であること(新規定 5 条 1 項 4 号)。

なお、Check 4 の「10 万人未満」という要件については、「人単位」でカウントすることになります。たとえ同一人物の同じ情報を繰り返し移転、または同一人物の異なる種類の個人情報を複数回に分けて移転させる場合でも、カウントは「一人」となります。

上記 4 つのチェックがすべて YES の場合、原則として事前手続きは免除されます。また、多くの現地に日系企業にとって判断の鍵となる「重要データ」と「センシティブ個人情報」の定義は以下表のとおりです。

項目	説明	具体例
重要データ	改ざん、破壊、漏洩、不正取得・利用された場合、国家の安全、経済運営、社会の安定、公共の利益に危害を及ぼす可能性のあるデータ（データ越境安全評価弁法 19 条参照)。	軍事管理区域等の地理的情報・交通・通行量／交通量・物流データ等。業界や地域により適用範囲が異なる。
センシティブ個人情報	漏洩または不正利用された場合、個人の尊厳を侵害し、または人身・財産の安全に危害を及ぼしやすい情報（PIPL28 条)。	生体認証、宗教的信仰、特定の身分、医療健康、金融口座、移動履歴、および 14 歳未満の未成年者の個人情報など。

「重要データ」に関しては、現時点で、例えば、「自動車データ安全管理若干規定（試行)」[4]や「中国(天津)自由貿易試験区企業データ分類分級標準規範」[5]において、「重要データ」に該当する内容が記載されていますが、後者については適用される地域が限定されているため、自身のビジネスが関連する省・市レベルでの規範や条例等を参照する必要があります。もっとも、「関連部門により重要データとして告知・公表されていない場合、デ

[4] 《汽车数据安全管理若干规定（试行)》
https://www.gov.cn/zhengce/zhengceku/2021-09/12/content_5640023.htm

[5]《中国（天津）自由贸易试验区企业数据分类分级标准规范》
https://shangwuju.tj.gov.cn/tjsswjzz/zwgk/zcfg_48995/swjwj/202402/t20240207_6534807.html

ータ取扱者は重要データとして安全評価を申告する必要はない」(新規定 2 条)と記載されているとおり、もし、重要データに関係するものが明文上なければ、過度に恐れる必要はないかと思われます。

第 5　免除要件を満たさない場合の手続き

新規定の免除要件を満たさない場合、PIPL の原則に戻り、移転するデータの量と種類に応じて手続きを実施しなければなりません。

1「標準契約の締結・届出」または「個人情報保護認証」が必要なケース

以下のいずれかに該当する場合、上記いずれかの手続きを選択して実施する必要があります。

・当年 1 月 1 日からの累計で、10 万人以上 100 万人未満の個人情報（センシティブ個人情報を含まない）を移転する場合(新規定 8 条 1 項)。 ・当年 1 月 1 日からの累計で、1 万人未満のセンシティブ個人情報を移転する場合(新規定 8 条 1 項)。

具体的な手続きの方法は、標準契約の締結・届出については、「個人情報越境標準契約弁法」[6]や注釈 3 記載のガイドラインに基づき標準契約の締結および届出を行うことになります。また、「個人情報保護認証」については、「標準契約」や「安全評価」に関する弁法とは異なり、2024 年時点では弁法が出ておらず手続きの詳細が不明でしたが、2025 年 10 月 14 日付でインターネット弁公室から「個人情報越境認証弁法」[7]が公布され、同法が 2026 年 1 月 1 日から施行されることになったため、既存の保護認証実施細則や安全認証規範等に加えて、同法の手続きに則る必要がある点に注意が必要です。

2「安全評価」が必要なケース

以下のいずれかに該当する場合、国家インターネット情報部門による「安全評価」の申告と合格が必要となります(新規定 7 条)。

・重要情報インフラ運営者が個人情報または重要データを移転する場合(新規定 7 条 1 項 1 号)。 ・重要情報インフラ運営者以外が「重要データ」を移転する場合(新規定 7 条 1 項 2 号)。 ・重要情報インフラ運営者以外が、当年 1 月 1 日からの累計で 100 万人以上の個人情報、または 1 万人以上のセンシティブ個人情報を移転する場合(新規定 7 条 1 項 2 号)。

---

[6] 《个人信息出境标准合同办法》
https://www.cac.gov.cn/2023-02/24/c_1678884830036813.htm

[7] ≪个人信息出境认证办法≫
https://www.cac.gov.cn/2025-10/17/c_1762449728720008.htm

安全評価については、「データ越境安全評価弁法」[8]や注釈 2 記載のガイドラインに沿って手続きを進める必要があります。

第 6　【留意点】手続きが免除される場合でも遵守すべき義務

第 4 に記載した要件を満たし、新規定により手続きが免除される場合でも、個人情報保護法上の全ての義務を免除するものではない点に注意が必要です。この原則は、新規定においても明記されており、同規定によれば以下の全ての義務を履行しなければなりません(新規定 10 条)。

①本人への通知
国外移転の目的、移転先の情報、データの種類等を本人に通知する義務は、企業の基本的な責務として存続します（PIPL39 条)。

②個別の同意取得
データの越境移転について、本人の明確な「個別同意」を取得する義務があります（PIPL39 条)。「個別」とは、プライバシーポリシー全体への包括的な同意とは別に、データ越境移転に特化した同意を取得する必要があることを意味します。

③個人情報保護影響評価（PIA）の実施・保管
当局への提出は不要になっても、「事前」の PIA の実施義務そのものは免除されません（PIPL55 条)。そのため、越境移転が個人の権利利益に与える影響やリスクを自社で評価し、その記録を最低 3 年間保管する必要があります（PIPL56 条)。この記録は、万が一当局の調査を受けた際に、自社のコンプライアンス遵守を立証するための重要な根拠となります。

第 7　まとめ

新規定による規制緩和のポイントを以下に要約します。

- ●2024 年の新規定により、中国のデータ越境移転ルールは大幅に合理化され、企業の予見可能性が高まりました 。
- ●年間 10 万人未満の個人情報（センシティブ個人情報を含まない）の移転など、多くの一般的な事業活動において、複雑な事前手続きが免除されます(新規定 5 条 1 項 4 号)。
- ●自社が取り扱うデータに「センシティブ個人情報」や、当局から指定された「重要データ」が含まれるか否かを正確に把握することが、適切な対応の第一歩です(新規定 2

[8] ≪数据出境安全评估办法≫
https://www.gov.cn/zhengce/zhengceku/2022-07/08/content_5699851.htm

条)。

●手続きが免除される場合でも、「本人への通知・個別同意」および「社内での PIA 実施・保管」といった基本義務は依然として残されています(新規定第 10 条)。この点を軽視することは重大なリスクに繋がります。

新規定の登場により、多くの日系企業にとっては越境移転にあたっての手続きが簡素化されたという意味で朗報だと言われています。

他方で、2025 年 9 月 9 日付で、同年 5 月、仏高級ブランドの上海支社が、顧客の個人データを不正にフランス本社に越境移転させ、データ流出の事件が発生したことが公表されています（行政処分が行われたものの、罰金額は非公開)。

こうした処罰事例が公表されていることもあり、今後、中国国内での取締りは厳しくなるものと予想されます。そのため、アップデートされる規制に応じて、自社のデータガバナンス体制を逐次評価し、安全かつ効率的なデータ越境移転の枠組みを構築することが肝要です。

当事務所では、越境移転に関するスキームの構築方法から、標準契約の締結・届出や安全評価申請なども現地法律事務所と提携して対応可能ですので、PIPL についてお困りのことがあれば、お気軽にご相談いただければと存じます。

以上

＜筆者略歴＞
堂島法律事務所
日本法弁護士　王　宣麟（おう　せんりん）

E-mail: senrin.oh@dojima.gr.jp
HP: https://www.dojima.gr.jp/
プロフページ：https://www.dojima.gr.jp/lawyer/o-senrin/

2017 年　弁護士登録（修習 70 期）堂島法律事務所（大阪）入所
2022 年～2024 年　中国北京、上海、深センの 5 つの法律事務所計にて研修
2024 年 6 月　中国人民大学法学院（LL.M. in Chinese law 修士）修了
2024 年 8 月～2025 年 7 月　シンガポールの法律事務所（Bird &Bird ATMD）等に出向
2025 年 8 月　堂島法律事務所（東京）復帰

主要取扱業務
コーポレート業務全般（主に契約、M&A、コンプライアンス）、労働法、個人情報保護法（中国やシンガポール等の海外データプロテクション法も含む）、海外法務（中国・シンガポール）、商事紛争など。3 言語（日本語・中国語・英語）対応可能であり、現地弁護士らと提携して日本企業の中華圏・東南アジア進出（アウトバウンド）、外資企業の対日投資・日本進出（インバウンド）など企業に関連する法律事務を幅広く取扱う。

近時の著作・論考
- 「APAC: Key developments of 2024 – introduction of the guidelines about AI development and usage in Japan- (Data Protection Leader Vol.7, January 2025, OneTrust Data Guidance)」
- 【内部不正・危機管理】海外子会社管理の実務対応　現地の実情に合った制度設計とグローバル内部通報制度の活性化（共著　2024 年 8 月　LAWYERS GUIDE 企業が選ぶ法務重要課題 2024・46 頁　Business & Law 合同会社）
- アップデート中国法務（共著　2024 年　一般社団法人金融財政事情研究会）
- 中国案例百選　AI 生成物の著作権保護に関する案例（国際商事法務　Vol51 No.12　2023 年　1648 頁　一般社団法人国際商事法研究所）

掲載日：2025 年 11 月 6 日